

学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱の件

下記のとおり学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱をする。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

記

1 解嘱

- (1) 被解嘱者 廣瀬 泰明 (鳴尾北小学校 学校歯科医)
桂 基樹 (浜脇小学校及び西宮支援学校 学校薬剤師)
松下 菜穂子 (甲陽園小学校 学校薬剤師)
- (2) 解嘱年月日 令和 7 年 3 月 3 1 日
- (3) 解嘱理由 辞退申し出による。

2 委嘱

- (1) 被委嘱者 木下 友江 (鳴尾北小学校 学校歯科医)
麻田 紀子 (浜脇小学校 学校薬剤師)
永嶋 亜希子 (甲陽園小学校 学校薬剤師)
堀口 裕子 (西宮支援学校 学校薬剤師)
- (2) 委嘱年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- (3) 任期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
ただし、再任を妨げない。

3 委嘱理由 推薦を依頼している団体からの申し出による。

(参考 1)

○提案理由

任期途中で辞退の申し出による欠員が生じたため、後任を委嘱する。

(参考 2)

○学校保健安全法（抜粋）

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第 2 3 条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。